

# 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 府は、駅前広場等における暑熱環境を改善するため、「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」(以下「条例」という。)に基づく財源(以下「森林環境税」という。)を活用して予算の定めるところにより、次条に規定する暑熱環境改善設備等の整備を行う事業者に対し、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

「都市緑化」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 地上部緑化(敷地の空地、通路等における高・中・低木、芝生等の植栽における緑化)
  - 二 建築物緑化(建築物等の外壁、塀等における緑化)
- 2 「暑熱環境改善設備」とは、次に掲げる設備をいう。
- 一 日除けの設置(日光の直射を遮る対策)
  - 二 微細ミスト発生器の設置(清浄な水を微細な霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する対策)
  - 三 打ち水ルーバーの設置(ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する対策)
  - 四 遮熱性塗料の塗布・遮熱性フィルムの貼付(日除け等の日射反射率を高める対策)
  - 五 再帰性フィルムの貼付(建物の窓や壁面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、地上の歩行者への反射日射を抑制する対策)
  - 六 保水性ブロックの設置(気化熱を利用して路面等の温度上昇を抑制・冷却する対策)
  - 七 遮熱性舗装の設置(路面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、路面の温度上昇を抑制する対策)
  - 八 その他暑熱環境改善効果のある設備(環境汚染を発生させるおそれのないもの)
- 3 補助対象経費とは、補助対象事業の実施に要する経費で、補助の交付の対象となる経費をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、府内の市町村、民間事業者又は複数の民間事業者等により構成される団体(以下「共同団体」という。)とする。

ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、交付対象とならない。

なお、共同団体で参加する者にあつては、構成員のうち一部の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象とならない。

- 一 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- 二 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- 三 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- 四 規則第2条第2号イからハのいずれかに該当する者

## (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号を全て満たす事業とする。

- 一 事業を実施する場所は、多くの府民等、不特定多数の人が集まる駅前広場、駅周辺、観光スポットで暑熱環境の改善が必要とされる場所であること。駅前広場及び駅周辺の場合は、駅の1日の乗降者数は5万人以上又は2025年大阪・関西万博会場へのシャトルバス発着場のある駅であること、観光スポットについては年間利用者数が30万人以上であること。

- 二 補助対象経費の重複及び、本事業と類似内容の事業が重複していないこと。
- 三 整備する設備には、都市緑化と、暑熱環境改善設備を1設備以上含めること。
- 四 整備する都市緑化は、条例の趣旨に則して、ヒートアイランド抑制など緑の有する公益的機能を維持増進し、暑熱環境の改善に資するものであること。
- 五 整備する都市緑化が地上部緑化の場合、原則、プランターによる緑化は不可とし、地植えによる樹木植栽であること。
- 六 整備する都市緑化に要する経費（植栽経費、植栽基盤整備費等ほか植栽実施に不可欠と判断される経費）は、補助対象経費の10%以上であること。
- 七 事業計画については、過去5年間に複数の緑化計画立案の実績がある、または緑化計画に係る公的資格であるランドスケープアーキテクト（RLA）を有した者が作成又は監修した計画であること。
- 八 事業を実施する場所には、日射を防ぐ対策を講じること。ただし、既存の緑陰や日除けがある場合は、この限りでない。
- 九 暑熱環境の改善効果が十分得られるよう、整備する暑熱環境改善設備等が、環境省が策定する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」に記載されている内容に適合していること。
- 十 事業を実施する場所の景観法第7条に規定する景観行政団体が定める景観計画に適合した良好な景観形成に資すること。
- 十一 施設管理者や交通管理者との協議、周辺の店舗等との事前調整、地域の景観への配慮など関係機関等との事前協議・調整が整っている、又は整う見込みであること。
- 十二 整備した設備により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる耐用年数の期間（以下「耐用年数の期間」という。）、継続して夏の暑熱環境の改善に取り組むこととし、そのために必要な持続的な維持管理・運営の体制が確立されていること。
- 十三 整備する設備に対して適正な金額となっていること。
- 十四 整備する設備は、知事が定める期限までに施工を完了することとし、整備期間・工程が適切なものとなっていること。
- 十五 森林環境税を財源として整備したことを表示した看板等を設置すること。
- 十六 整備した設備の供用状況を、耐用年数の期間、各年度の9月末までに知事に報告すること。
- 十七 整備した設備について、整備完了後1年目の9月末までに次の項目について知事に報告すること。
  - （1）定点での暑さ指数（WBGT）の測定結果
  - （2）定点での緑視率の測定結果
  - （3）利用者へのアンケート調査の結果
- 十八 整備した設備が、より多くの府民や来阪者などに利用されるよう広報を行うなど利用促進策を講じること。
- 十九 熱中症予防策の普及啓発など、熱中症の発症リスク軽減に向けた補助事業者独自の取り組みを実施すること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表に掲げるものとする。

（交付額の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、次号の方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れ

に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 一 総事業費と別表に掲げる補助対象経費とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額の上限は 5,000 万円とする。

（事業計画書等の提出）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号の書類を、別に定める募集要領（以下「要領」という。）に示す所定の期日までに提出しなければならない。

- 一 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業計画書（様式第 1 号）

- 二 共同団体に応募する場合

- 共同団体届出書（様式第 2 号）

- 三 誓約書（様式第 3 号）

- 2 知事は、多くの府民や来阪者が駅前広場等での暑熱環境の改善の効果を受益できるよう、有識者で構成する外部組織を設置し、提出された事業計画書等について意見を聴取した上で、審査を行うこととする。その後、当該年度の事業として採択又は不採択を決定し、その結果について事業計画書等を提出した補助対象者に通知するものとする。

- 3 事業計画書等を提出した補助対象者は、前項に規定する採択の決定の通知を受けた場合に、規則第 4 条第 1 項の規定による申請をすることができる。

（補助金の交付の申請）

第 8 条 規則第 4 条第 1 項の申請は、次の各号の書類を知事が定める期日までに提出しなければならない。ただし、第 5 号から第 6 号の書類については、補助対象者が市町村のときには不要とする。

- 一 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付申請書（様式第 4 号）

- 二 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業計画書（様式第 1 号）

- 三 導入（予定）施設が自らの所有物であることを確認できる書類（自らが所有する施設ではない場合、導入（予定）施設の所有者に同意を得たことがわかる書類）

- 四 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

- （1）府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ただし、府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの

- （2）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

- 五 要件確認申立書（様式第 5 号）

- 六 暴力団等審査情報（様式第 6 号）

（補助金の交付の決定）

第 9 条 知事は、前条の申請があったときは、規則第 5 条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第 10 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の知事が定める軽微な変更は、次号を満たすものとする。

- 一 補助金交付額の増がないこと。
- 2 規則第6条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、次の各号の全てを満たすものとする。
  - 一 第1条の事業趣旨に合致した変更であること。
  - 二 第4条第1項第3号に掲げる整備する設備の見直しがない変更であること。
  - 三 第4条第1項の各号を全て満たす変更であること。
- 3 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第8号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、規則第6条第1項第3号の規定により、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付申請書（様式第8号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 知事は前2項の規定により申請のあった当該変更（中止、廃止）承認申請について審査し、その内容を認めるときは、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金変更（中止、廃止）交付決定通知書（様式第9号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付の申請の取下げ）

- 第11条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 知事は、前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

- 第12条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、規則第16条及び第17条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項に基づく命令を受けたときは、補助事業者は当該命令を受けた日から10日以内に返還しなければならない。

（状況報告）

- 第13条 補助事業者は、知事が必要と認めたときは、補助事業の遂行状況について、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

- 第14条 規則第12条の規定による報告にあたっては、補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、次の各号の書類を知事に提出することにより行わなければならない。
- 一 大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金実績報告書（様式第10号）

- 二 整備した設備の整備状況等報告書（様式第 11 号）
- 三 支出額を確認できる契約書及び支出証拠書類等の写し
- 四 整備した設備の整備状況が確認できるカラー写真
- 五 整備した設備の完成図書の写し

（補助金の額の確定）

第 15 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、規則第 13 条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金確定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けるときは、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金請求書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

（供用状況等の報告）

第 17 条 補助事業者は、第 4 条第 1 項第 16 号に定める知事への報告について、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業供用状況等報告書（様式第 14 号）により行わなければならない。

ただし、第 4 条第 1 項第 17 号から第 19 号に定める知事への報告を当該補助事業完了の日の属する会計年度の 9 月末日までに実施した場合は、報告期間を当該補助事業完了の日の属する会計年度から耐用年数の期間とすることができる。

- 2 補助事業者は、第 4 条第 1 項第 17 号に定める知事への報告について、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業暑熱環境改善効果等報告書（様式第 15 号）により行わなければならない。

（財産の処分の制限）

第 18 条 規則第 19 条第 5 号の知事が定める財産は、取得財産のうち整備した設備とする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、耐用年数の期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間を経過する以前に、当該財産を処分しようとするときは、処分の前に大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金に係る財産処分申請書（様式第 16 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認したときは、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、取得財産を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

（補助金の経理）

第 19 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 10 年間保管しなければならない。

（検査等）

第 20 条 知事は、事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(消費税額等の確定)

第 21 条 第 6 条ただし書により補助金の交付を申請した補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したときは、大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業消費税仕入控除税額報告書(様式第 17 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく命令を受けたときは、補助事業者は当該命令を受けた日から 20 日以内に返還しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第 9 条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 令和 2 年度の募集要領に基づき選定したものについては、第 8 条の補助金の交付の申請に際し、第 7 条第 2 項の通知の写しをもって第 8 条第 1 項第 2 号の書類を添付したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助率	2 経費区分	3 細分	4 内容
補助対象経費の1/1以内	工事費		大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業（以下「事業」という。）に必要な工事等に要する経費 ※法令等により義務付けられた緑化部分の整備に係る費用については対象外とする。
		本工事費 （直接工事費）	事業を行うために直接必要な材料費、労務費、直接経費
		（間接工事費）	事業を行うための共通仮設費、現場管理費、一般管理費
		測量及び設計費	事業を行うために必要な測量及び設計委託に必要な経費、専門業者へのデザイン委託に必要な経費、建築確認申請に必要な経費等
		機械器具費	事業効果（WBGT、緑視率）を測定するのに必要な器具購入費
	広報費		事業の広報に必要な消耗品購入費、印刷費等